

## あきる野市「森っこサンちゃん」の使用に関する要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「環境都市あきる野」の実現に向けたあきる野市（以下「市」という。）のイメージキャラクター「森っこサンちゃん」の使用に関し、必要な事項を定める。

### (使用基準)

第2条 「森っこサンちゃん」は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用できるものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるおそれがあると認めるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあると認めるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、若しくは反するおそれがあると認めるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは支援していると誤解を与え、若しくは与えるおそれがあると認めるとき。
- (5) その他市長が使用について、適当でないと認めるとき。

### (使用申請)

第3条 「森っこサンちゃん」を使用しようとする者は、あらかじめ「森っこサンちゃん」使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市の職員が業務で使用するとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が業務で使用するとき。
- (2) 市内の学校、保育園（市の保育所を除く。）、幼稚園又はこれらに準ずる施設が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道の目的で使用するとき。
- (4) 出版社、旅行会社等が旅行パンフレットや雑誌等、観光等で市への誘客効果が期待できるものに使用するとき。
- (5) 個人が私的の範囲内において使用するとき。
- (6) その他市長が適当と認めるとき。

### (使用承認等)

第4条 市長は、前条の規定による使用承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用を承認する場合は、「森っこサンちゃん」使用（変更）承認通知書（第2号様式）により、承認しない場合は、「森っこサンちゃん」使用（変更）不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

3 市長は、前条の規定により提出された使用承認申請書の使用目的等が第2条各号に該当するおそれがあると認めるときには、「森っこサンちゃん」使用承認審査会の意見を聴かなければならない。

### (使用承認期間等)

第5条 使用承認の期間は、承認日から起算して2年を経過した日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度、使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用料)

第6条 「森っこサンちゃん」の使用料は、当分の間、無料とする。

(完成品の提出)

第7条 使用承認に係る物品等又は第3条ただし書の規定に該当して使用する物品等の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出ができない場合は、その写真の提出をもって代えることができる。

(第三者に対する承認)

第8条 市長は、既に承認した物品等と同一又は類似の物品等に対して承認をすることができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 「森っこサンちゃん」を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認された内容により使用し、市長が付した条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 「森っこサンちゃん」の図柄は、別図のとおりとする。ただし、それぞれ単体の図柄で使用できるものとする。
- (4) 「森っこサンちゃん」の図柄の周辺には、「◎あきる野市」を付記すること。ただし、物品等の形状等により、この付記（「森っこサンちゃん」の表記を含む。）が困難であると市長が認めるとき、又は市の職員が業務で使用するとき、この限りでない。
- (5) 「森っこサンちゃん」の図柄（色、形など）を改変等して使用しないこと。ただし、市長が認めるとき、又は市の職員が業務で使用するとき、この限りでない。
- (6) 「森っこサンちゃん」のイメージを損なう使用をしないこと。
- (7) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

(承認内容の変更)

第10条 「森っこサンちゃん」の使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、「森っこサンちゃん」使用変更承認申請書（様式第4号）に必要な書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による使用変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を承認する場合は、「森っこサンちゃん」使用（変更）承認通知書（第2号様式）により、承認しない場合は、「森っこサンちゃん」使用（変更）不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 使用変更の承認後についても、前条に掲げる事項を遵守しなければならない。

4 市長は、第2項の承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(使用承認の取消し)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 申請に虚偽又は不正があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、「森っこサンちゃん」使用承認取消書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対して、当該完成品の回収を求めさせるものとする。

（責任の制限）

第12条 前条の規定により「森っこサンちゃん」の使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 使用者が「森っこサンちゃん」の使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（審査会）

第13条 第4条第3項に規定する「森っこサンちゃん」使用承認審査会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

（市ホームページへの掲載）

第14条 第4条で承認を受けた物品等については、市のホームページに掲載することができる。

（庶務）

第15条 この要領に係る事務は、環境政策に係る事業を所管する部署が所管する。

附 則

この要領は、平成25年4月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年2月1日から施行する。

別図（「森っこサンちゃん」の図柄）

